２　前項の効率的手法導入推進基本調査図原図は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づいて作成するものとする。

一　効率的手法導入推進基本測量を地上法により行った場合　現地調査図、街区点測量図及び復元測量図並びに地籍基本三角点成果簿、地籍基本多角点成果簿、地籍基本細部点成果簿、街区点座標簿及び図上街区点座標簿

二　効率的手法導入推進基本測量を航測法により行った場合　調査図及び筆界推定線図並びに地籍基本三角点成果簿及び基本調査点座標簿

３　前項第二号に掲げる場合であって、効率的手法導入推進基本調査図原図の一部において当該効率的手法導入推進基本調査図原図の縮尺では基本調査点の状況を所要の精度をもって表示することが困難である場合は、当該部分について所要の精度をもって表示するに足りる縮尺の明細図を別に作成することができる。

４　第一項の効率的手法導入推進基本調査簿案は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づいて作成するものとする。

一　第二項第一号に掲げる場合　地籍基本三角点成果簿、地籍基本多角点成果簿及び地籍基本細部点成果簿

二　第二項第二号に掲げる場合　地籍基本三角点成果簿（効率的手法導入推進基本調査簿）

第五十四条　前条において作成した効率的手法導入推進基本調査図原図及び効率的手法導入推進基本調査簿案について、法第十七条の規定による手続が終了したときは、それぞれを効率的手法導入推進基本調査の成果としての効率的手法導入推進基本調査図及び効率的手法導入推進基本調査簿とする。

（被災地域境界基本調査作業規程準則の一部改正）

第四条　被災地域境界基本調査作業規程準則（平成二十八年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章・第二章　（略） 第三章　（略） 第一節～第三節　（略） 第四章　（略） 附則	目次 第一章・第二章　（略） 第三章　（略） 第一節～第三節　（略） 第四節　被災地域境界基本調査点計算（第二十五条―第二十六条） 第四章　（略） 附則
（目的） **第一条**　国土調査法施行規則（平成二十二年国土交通省令第五十号）第一条第二号に規定する被災地域境界基本調査（以下「被災地域境界基本調査」という。）に関する作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。	（目的） **第一条**　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量のうち、地震による地盤の著しい変動が生じたことにより地籍調査の成果が現況に適合しなくなり、再び地籍調査を実施することが必要な地域において、現況と地籍調査の成果との差異を明らかにするために行う測量（以下「被災地域境界基本調査」という。）に関する作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。
（新設）	（都市部官民境界基本調査図原図は、現地調査図、街区点測量図及び復元測量図並びに都市部官民境界基本三角点成果簿、都市部官民境界基本多角点成果簿、都市部官民境界基本細部点成果簿、街区点座標簿及び図上街区点座標簿に基づいて作成するものとする。
（新設）	２　前項の都市部官民境界基本調査図原図は、現地調査図、街区点測量図及び復元測量図並びに都市部官民境界基本三角点成果簿、都市部官民境界基本多角点成果簿、都市部官民境界基本細部点成果簿、街区点座標簿及び図上街区点座標簿に基づいて作成するものとする。
（新設）	３　第一項の都市部官民境界基本調査簿案は、都市部官民境界基本三角点成果簿、都市部官民境界基本多角点成果簿及び都市部官民境界基本細部点成果簿に基づいて作成するものとする。
（新設）	（都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿）
（新設）	**第五十四条**　前条において作成した都市部官民境界基本調査図原図及び都市部官民境界基本調査簿案について、法第十七条の規定による手続が終了したときは、それぞれを都市部官民境界基本調査の成果としての都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿とする。